

3月分給与(4月に保険料納付)より社保(健康保険と介護保険)の料率がUPしました!  
また、4月分給与より雇用保険料の料率は下がります! 給与計算の際にご注意下さい。



「社保に未加入の場合は(建設業)許可を出した上で、指導文書を送付して保険加入の報告を求め、なお未加入の場合には保険担当部局に通報する」との法令改正を5月に公布し11月に施行する事が、3/28付けの専門紙に報じられました。前号に引き続き「社保未加入問題」をお知らせします。国交省は3/5~22に全国の地方整備局毎に対策の説明会を都道府県と業界団体

向けに開催しましたが、その案内文書に「建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図ると共に、企業間の健全な競争環境を構築するため」と取り組みの趣旨を書いています。消費税UPが国民の審判を経る事

**社保強制と増す資金繰り  
消費税UP! 厳しさと経営難**

なく実行されようとしている中で、零細な中小業者への

加入強制は、経営難・資金繰り難をさらに厳しいものにするのでは…と心配です。唯一の合法的な抜け道は「従業員5人未満の個人事業」。個人で許可を取り直す事まで考えざるを得ないかも?



「軽トラックに替えてクレーン車(2t)を購入」(造園業)「日式の燃費が悪い営業用車両を燃費のよいハイブリッド型に買い替える」(一般土木建築)「空気圧ドリルを油圧式ドリルに変更するため、新たに機械を導入」(建設業)「パワコン及び複合機の導入、電気器具(絶縁抵抗計・接地抵抗計・回路計)の増設、電気工事用車両の増車」(電気工事業)…と先月お知らせした「業務改善助成金」の具体的な事例集が、厚労省のHPに掲載されています。時給

単価で最も低い賃金を1年に40円以上引き上げ

4年以内に800円以上にする計画を立て、従業員の意見を聞いて業務の効率化・改善に役立つ設備・器具・車両の購入をするとその費用の半分(5~100万円)を補助するという国の新し

**難しく考えずに…5~百万円の補助金活用を!!**

い助成金ですが、認知度はまだまだ。先日は鹿児島島のホダのティンからも問い合わせの電話が掛かってきました。

諦める前にまずはお電話を



『住宅かし担保履行法』による半年毎の届出は、今回4/23(月)までです。お忘れなく!  
★「弁護士・西馬 成功のヒント!」を毎週火曜日の夕方6:15、OBSラジオで放送中!★